

■「サービス利用規約」新旧対照表

改定後	改定前
<p>第11章 反社会的勢力の排除</p> <p>(※以降、章番号繰り下げ)</p> <p>第47条 反社会的勢力の排除について、以下のとおり定めます。</p> <p>(※以降、条番号繰り下げ)</p> <p>第1項 申込者及び契約者は、自身又は自身の所属する組織の代表者、役員、経営若しくは運営に実質的に関与している者(以下、「役員等」という。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないこと及び次の各号に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを表明し、保証します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。 2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 3. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。 4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 5. 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 <p>第2項 申込者及び契約者は、次の各号に掲げるいずれの行為も行ってははいけません。また、第三者を利用してこれを行わせてはいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力的な要求行為。 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 4. 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。 	

5. そのほか前各号に準ずる行為。

第3項 申込者又は契約者が本条第1項及び第2項に定める事項のいずれかに違反する恐れがあることが判明した場合、当社は直ちにその旨を申込者及び契約者へ通知するものとします。

第4項 申込者が本条第1項及び第2項に定める事項のいずれかに違反した場合、当社は申込者からのサービス利用契約の申込みに対して、承諾を行いません。また、既に承諾を行っていた場合、これを取り消すことができるものとします。

第5項 契約者が本条第1項及び第2項に定める事項のいずれかに違反した場合、当社は契約者との間に成立した利用契約の全部又は一部について、有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第6項 本条第4項に基づく申込み拒否若しくは承諾の取り消し、又は本条第5項に基づく期限の利益の喪失及び契約解除を当社が行ったことにより当事者に生じた損害について、当社は一切の義務及び責任を負いません。